

発行: 京都府庁生活協同組合 TEL075-441-7657 FAX075-441-2686 Mail: fuchoseikyou.daihyo@univ.coop

ホームページ: <https://fuchou.u-coop.net/> 府庁生協 検索



購買店舗のお知らせ

購買 075-451-6976・3055 本庁内線 6111・6115 FAX 075-432-5060・441-8000 (福利厚生センター1階)

雛人形のご案内

- 府庁生協は、東山三条の田中人形(天正元年(1573年)より19代の平安光義作)と提携し、雛人形をご案内しています。
- 人形はなかなか高い買い物ですが、府庁生協の組合員は大幅割引があります。お店で組合員証をご提示ください。
- 購買店舗入口横のラックに田中人形の綺麗なパンフレットを置いています。是非ご覧ください。
- 田中人形の直営店(5月5日まで無休で営業しています)
 - ・本店(東山三条上ル[P]有り) 075-761-4151
 - ・大手筋店(国道1号線大手筋交差点[P]有り) 075-604-0100



有職雛「平台飾り」



有職雛「七段飾り」



「御所人形」



「市松人形」

※生協ホームページの「京の老舗を訪ねる」は、府庁生協の機関誌「くらしコープ」に以前連載した、京都の老舗を生協の理事が実際に訪問して、色々なお話を伺った記事をホームページ用にアップしたものです。田中人形さんの記事もありますので、是非ご覧ください。

食堂からのお知らせ

食堂(福利厚生センター地階) 075-432-5055 本庁内線 6113 Mail: fuchou.syokudo@univ.coop

生協食堂の配達弁当はいかがですか

11時頃に職場へお届け



毎日、本庁と市内公所へお届けしています。

※配達できないところもありますので、お問い合わせください。

◆配達弁当は栄養や食材のバランスを考えながら、毎回約5~6種類のおかずを組み合わせて日替わりでつくっています。

メニューはホームページでご覧ください

本庁は容器を回収します。廊下へ出してください。

【ご注文は】 **本庁** ①フォーム ②メール(アドレス上記) ③電話(内線6113 外線432-5055)

※ご注文は、「建物名」「階」「課名」「お名前」「個数」をお願いします。

※10時20分までにお願いします。

フォームは
これで→



市内公所 公所毎にメール又は電話(432-5055)で(9時30分まで)

【お支払いは】 お得な弁当チケットをご利用ください 10枚綴り 5,500円(1個当たり550円) 現金売りは1個590円

※チケットは配達の時に配達員から購入してください。※購入即お支払いもできます。※注文時に「チケット購入」と連絡するとスムーズです。

配達弁当 新規利用者紹介キャンペーン

紹介者様に、被紹介者(10枚つづりの弁当チケット1冊(5500円)購入者)1人につき

お弁当チケット1枚プレゼント

被紹介者様(10枚つづりの弁当チケット1冊(5500円)購入者)に、

お弁当チケット1枚プレゼント(→5500円で11枚ゲット)

期間: 2月9日(月)~20日(金)

※先着100枚限り

申込方法: 生協ホームページ又は職場回覧チラシの申込書に記入し、FAX又はMAILでお送りください。

FAX: 075-441-8000 MAIL: fuchou.syokudo@univ.coop

定年を迎える生協組合員の皆様へ

2026. 2. 1
府庁生協

永きにわたる勤務、お疲れ様でした。定年等の場合の府庁生協の手続きは以下のとおりです。

(1)引き続き再任用職員等として勤務される方は、そのまま組合員継続できます。

(2)府庁の職場を離れる方も申し出により2号組合員として加入継続できます。

(3)生協を脱退希望の方は、下記により脱退手続きをお願いします。

なお、保険にご加入の方は、脱退されると生協での取扱いができなくなります。



(1)・(2) 組合員資格の継続について

(1) 再任用職員・嘱託職員等として**引き続き勤務される方は**、これまでどおり組合員として継続いただけます。

この場合、**手続きは不要**です。ただし、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。

(2) それ以外の方(**勤務されない方**)も継続ができます。継続を希望される方は、「継続申出書」を生協総務課に出してください。用紙は生協ホームページ「加入等の諸手続」からプリントできます。

組合員証はそのままご使用になれます。なお、保険にご加入の方は、下記※をご覧ください。

※ 上記(1)の方は、生協加入の保険は引き続き団体扱いとなります。職員番号が変更になる場合は保険料の給与口座からの引落しができなくなります。職場でご確認ください。

上記(2)の方は、生協を継続すれば団体扱いはできますが、給与口座からの引落しはできなくなります。

◎ 給与口座からの引落しができなくなる場合は、口座振替の支払いとなります。口座振替は手続きが必要ですので、生協総務課(075-441-7657 本庁内線6110)へご連絡ください。

(3) 脱退の手続き

脱退される方は脱退の手続きをお願いします。

●脱退の手続き

・「脱退申出書」(生協ホームページからプリントを)を生協総務課に提出してください。提出方法は、持参・メール添付・FAXのいずれでも結構です。ハンコは不要です。

- ・生協の諸手続は、生協ホームページで確認でき、用紙のプリントもできます。
- ・生協ホームページは、「府庁生協」で検索



●出資金の返還

・出資金をお返します。(金額は生協総務課でご確認ください。)
・出資金は、現金若しくは口座振込でお返します。(ご希望の方法で)
・現金の場合は、生協総務課の窓口でお受取りください。
・口座振込の場合は、「脱退申出書」に振込先の銀行口座をお書きください。
(注)京都銀行以外は振込手数料を控除させていただきますのでご了承ください。

【お問い合わせ】
生協総務課(別館1階)
TEL 075-441-7657
内 6110
FAX 075-441-2686
Mail: fuchoseikyou.daihyo@univ.coop

営業時間: 10:30~18:00

●組合員証の返納とチャージ残金の対応

・カードや紙の組合員証は返納してください。組合員証を紛失している場合は、「脱退申出書」の紛失欄に「✓」を入れてください。
・アプリ組合員証は、手続き後にアンインストールしてください。
・生協電子マネー(チャージした金額)がある場合は、使い切るようお願いします。どうしても使い切れなかった場合や、アプリ登録されていない方の残金については生協総務課へお問い合わせください。

●その他の手続き

・物品購入の未払金などがある場合は、脱退前に清算いただきますようお願いします。「脱退申出書」提出時にお支払いいただいても結構です。
・京都生協の共同購入を利用されている方は、京都生協の担当支部(配達してくれる所)にご連絡ください。